

熊本市消防団員の退職報償金に関する条例の一部改正について

熊本市消防団員の退職報償金に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市消防団員の退職報償金に関する条例の一部を改正する条例

熊本市消防団員の退職報償金に関する条例（昭和39年条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤務年数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団長	千円 239	千円 344	千円 459	千円 594	千円 779	千円 979
副団長	229	329	429	534	709	909
分団長	219	318	413	513	659	849
副分団長	214	303	388	478	624	809
部長及び班長	204	283	358	438	564	734
団員	200	264	334	409	519	689

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の熊本市消防団員の退職報償金に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成26年4月1日（以下「適用日」という。）以後に退職した消防団員（次項において「新条例の適用を受ける消防団員」という。）について適用し、適用日前に退職した消防団員については、なお従前の例による。

3 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける消防団員について支給されたこの条例による改正前の熊本市消防団員の退職報償金に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例の規定に基づく退職報償金の内払とみなす。

(提出理由)

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第56号）の施行に伴い、本市もこれに準じて所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。